

(第 57 期)

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日 現在)

旭エスケービー株式会社

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
【資 産 の 部】		【負 債 の 部】 (71,437,599)	
【流 動 資 産】	275,497,964	【流 動 負 債】	40,477,807
現 金 及 び 預 金	425,359	未 払 金	7,417,307
売 掛 金	30,770,058	未 払 消 費 税	24,175,500
未 収 金	21,556,208	未 払 住 民 税	185,000
製 品	62,245,155	賞 与 引 当 金	8,700,000
仕 掛 品	16,876,475		
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	22,168,369		
短 期 貸 付 金	121,310,767		
立 替 金	145,573		
【固 定 資 産】	463,443,592	【固 定 負 債】	30,959,792
(有形固定資産)	433,866,404	退職給付引当金	30,959,792
建 物	208,757,902		
構 築 物	44,498,746		
機 械 装 置	78,059,254		
車 両 運 搬 具	531,254		
工 具 器 具 及 び 備 品	4,174,363		
土 地	97,844,885		
(無形固定資産)	10,129,604	【純 資 産 の 部】 (667,503,957)	
電 話 加 入 権	1,444,504	(株 主 資 本)	667,503,957
リ サ イ ク ル 預 託 金	56,250	資 本 金	100,000,000
ソ フ ト ウ ェ ア	8,628,850	利益剰余金	567,503,957
(投資その他の資産)	19,447,584	利 益 準 備 金	25,000,000
繰 延 税 金 資 産	19,397,584	その他利益剰余金	542,503,957
そ の 他	50,000	別 途 積 立 金	150,000,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	392,503,957
資 産 合 計	738,941,556	負 債 ・ 純 資 産 合 計	738,941,556

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

製 品	……総平均法による原価法
原 材 料	……移動平均法による原価法
仕 掛 品	……総平均法による原価法
商 品	……移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)……全て定額法
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)……全て定額法(5年償却)
- (3) リース資産……

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法
なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外の
ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準
第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース
取引については、通常の賃貸借取引に係る方法の準じた会計処理に
よっている。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- (2) 賞与引当金……従業員の賞与給付に備えるため、当期末における賞与給付債務の見込額に基づき計上している。
- (3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、製造・販売を主な事業としている。製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に引き渡された時点で収益を認識している。ただし、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である国内販売については、出荷時点で収益を認識している。収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定している。
なお、製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいない。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
- (2) グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用している。

(会計方針の変更に関する注記)

- 1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用している。
法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っている。
これによる計算書類に与える影響はない。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 1. 当該事業年度の末日における発行済み株式の総数
普通株式 200,000株